			法第三十二条第一項第五号に掲げる施設					法第三十二条第一項第六号に掲げる施設		看板（アーチであるものを除く。）	
外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が一メートル以上のもの	地下街及び地下室			上空に設ける通路	地下に設ける通路	その他のもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その他のもの	一時的に設けるもの
			階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三以上のもの						
占用面積一平方メートルにつき一年									占用面積一平方メートルにつき一日	占用面積一平方メートルにつき一月	表示面積一平方メートルにつき一年
六四〇	九二〇	一、八〇〇	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	三、〇〇〇	七、六〇〇	三、一〇〇	二五〇	二、五〇〇	二五、〇〇〇
二七〇	三九〇	七八〇				二、一〇〇	一、三〇〇	一、一〇〇	四三	四三〇	四、三〇〇
一九〇	二七〇	五五〇				九三〇	五六〇	九一〇	一九	一九〇	一、九〇〇
一六〇	二三〇	四五〇				四八〇	二九〇	七六〇	一〇	九六	九六〇
一四〇	二〇〇	四一〇				三三〇	二〇〇	六八〇	七	六七	六七〇

第七条第一号に掲げる物件								第七条第二号に掲げる工作物	第七条第三号に掲げる施設	第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料	第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設
標識	旗ざお			幕（第四七条第一号に掲げる施工設備のあるものを除く。）		アーチ					
	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その他のもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その他のもの		車道を横断するもの	その他のもの				
一本につき一年	一本につき一日	一本につき一月	占用面積一平方メートルにつき一日	占用面積一平方メートルにつき一月		一基につき一月		占用面積一平方メートルにつき一年		占用面積一平方メートルにつき一月	
二、四〇〇	二五〇	二、五〇〇	二五〇	二、五〇〇	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	二五、〇〇〇	三、一〇〇	三、一〇〇	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	二、五〇〇	三一〇
一、〇〇〇	四三	四三〇	四三	四三〇		四、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇		四三〇	一三〇
七三〇	一九	一九〇	一九	一九〇		一、九〇〇	九一〇	九一〇		一九〇	九一
六一〇	一〇	九六	一〇	九六		九六〇	七六〇	七六〇		九六	七六
五四〇	七	六七	七	六七		六七〇	六八〇	六八〇		六七	六八